

## 事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		2025年 7月 31日				
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）				
京都市南区上鳥羽鉦立町11番地5		株式会社堀場エステック 代表取締役社長 堀場 弾				
		電話番号：075-693-2300				
主たる業種	圧力計・流量計・液面計等製造業	細分類番号	2	7	3	3
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで					
基本方針	エネルギー使用量2023年度基準で2033年までに42%削減 廃棄物処理原単位（総排出量÷売上高）前年比3%減					
計画を推進するための体制	省エネルギー委員会、プロジェクト組織（全員兼任）					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量	2,122.5 トン	2,971.6 トン	2,809.1 トン		36.2 パーセント
	評価の対象となる排出の量	2,122.5 トン	2,971.6 トン	2,809.1 トン		36.2 パーセント
	実績に対する自己評価	グループ会社の一部拠点を借用したことにより使用量の増加となった。既存拠点においては、負荷の大きい設備にスポットをあて、省エネ活動を行っている。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	0.06	0.11	0.08		58.33 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (売上金額(百万円))					パーセント
	実績に対する自己評価	福知山テクノロジーセンターで大規模な増築工事があり、その影響で第2年度は少し増加したと考えている（原単位の売上高に直接関係のない部分）				
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	省エネルギー委員会を中心とした省エネ活動でのエネルギーの削減				
	令和6年度	省エネルギー委員会を中心とした省エネ活動でのエネルギーの削減 及びプロジェクト組織で検討中の取組の活動				
	令和7年度	省エネルギー委員会を中心とした省エネ活動でのエネルギーの削減 及びプロジェクト組織で検討中の取組の活動				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤に関わる措置は実施していない ※車での通勤は原則ありません。基本的に乗り物の通勤は自転車が多い。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	二輪通勤者はいるものの、全体の比率では、5%未満である				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの					
	グリーン電力証書等の購入によるもの					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	熊本県にある工場にて、廃棄物削減に向けた取り組みを現在進行中であり、そのノウハウを、京都でも取り組んでいく予定をしている。					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。